飯田市農業振興センターだより
広報 みどりの風
～Wind of Green～
No.205 2022年 12月号 飯田市農業振興センター 飯田市鼎東鼎281番地（飯田市農業課内）☎0265（21）3217 https://www.iida-nougyou.com/

親元就農者の確保・育成に向けた支援

飯田市では、認定農業者、兼業農家、小規模農家の皆さんが、農業後継者を確保・育成し持続可能な農業経営を実現できるよう経営継承に向けた資金の支援を行っています。

兼業農家、小規模農家の親元就農者への支援

対 象 者 ● 10a以上または売上げ15万円以上の農家の親元就農者

補助金額 ● 10万円（就農時1回）

認定農業者の親元就農者への支援

対 象 者 ● 認定農業者の親元就農者

補助金額 ● 30万円（最長3年間）

実家の農業を継承するためにみんな頑張っています！

現在、市内の若者3名が研修施設で、研修しています。いずれも、実家の農業を継承し、親元就農者として新規就農を目指しています。

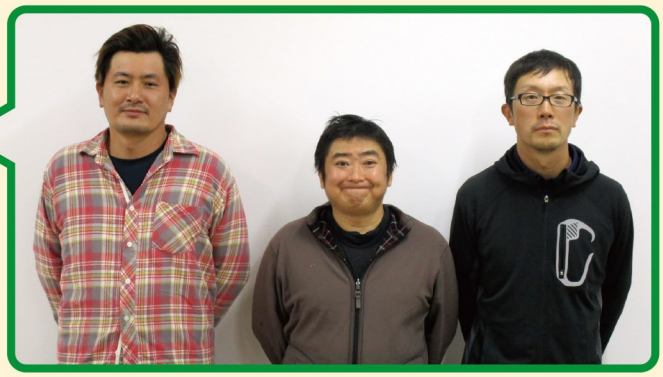

お問合わせ先　飯田市農業課農業振興センター係　☎0265-21-3217

南信州の農畜産物 冬のWキャンペーン

お問合せ●飯田市農業課生産振興係 ☎0265-21-3217

市田柿の日PRキャンペーン

南信州牛消費拡大キャンペーン

裏面もご覧下さい

農業者年金に加入しませんか

●次のすべてに該当する方が加入できます

①20歳以上60歳未満の方

②国民年金第1号被保険者（保険納付免除者を除く）の方

③農業に年間60日以上従事する方

●制度の特徴

①積み立てた保険料を老後に受け取れる積立方式

②保険料は月額2万円から6万7千円の間で自由に設定できます（千円単位）

③終身年金

④保険料は全額が所得税などの社会保険料控除

農業者年金制度が改正されました

※平成14年から始まった新制度のみが対象です

1. 若い農業者（35歳未満で一定の要件を満たす方）の保険料下限額が、月額2万円から1万円に引き下げられました。（令和4年1月1日施行）
2. 受給開始時期の選択肢が広がり、老齢年金については65歳から75歳の間で、選択できるようになりました。（令和4年4月1日施行）※昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象です。
3. 農業者年金の加入可能年齢が引き上げられ、国民年金の任意加入者（保険料納付済期間が40年に満たないため、年金額の充実を目的として国民年金に任意で加入している60歳以上65歳未満の方）は、農業者年金に加入できる年齢の上限が、60歳未満から65歳未満へ引き上げられました。（令和4年5月1日施行）

お問合せ先 飯田市農業委員会事務局 ☎0265-21-3219／JAみなみ信州各支所・事業所 農業者年金担当

農家の皆さんの研修活動を支援します

個人で研修に参加する、仲間を集めて講師を呼ぶなど、先進的な営農手法や技術等を取得する研修活動への支援を行っています。

支援事業の概要

対 象 者●市内に住所を有し、主たる農地が市内にある農業者
市内で就農・農ある暮らしを希望する者

対象費用●研修活動に要する費用（研修受講料、講師謝礼など）

補助金額●上限5万円（対象費用の10分の8以内）

申請方法●事業実施10日前までに申請書を提出してください。

お問合せ先 飯田市農業振興センター ☎0265-21-3217